

岩手県警察分限の取扱いに関する訓令

(平成15年12月18日岩手県警察本部訓令第15号)

沿革 平成16年7月第15号改正

警 察 本 部
警 察 学 校
警 察 署

岩手県警察分限の取扱いに関する訓令を次のように定める。

岩手県警察分限の取扱いに関する訓令

(趣旨)

第1条 職員(条件付採用期間中の者及び臨時的に任用された者を除く。以下同じ。)の分限の取扱いについては、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)、職員の分限についての手続及び効果に関する条例(昭和26年岩手県条例第52号。以下「条例」という。)及び職員の分限についての手続及び効果に関する規則(昭和37年岩手県人事委員会規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 分限処分 法第28条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項各号の規定に基づき、職員をその意に反して、降任し、免職し、又は休職する処分をいう。
- (2) 分限手続 分限処分を行うための申立て、審査、処分決定等の手続をいう。

(所属長の申立て)

第3条 所属長は、所属の職員が法第28条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項各号のいずれかに該当し、分限手続に付する必要があると認めるときは、分限処分申立書(様式第1号)により、その旨を警務部警務課長(以下「警務課長」という。)を経て本部長に申し立てなければならない。

(警務課長の申立て)

第4条 警務課長は、職員が法第28条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項各号のいずれかに該当し、分限手続に付する必要があると認めるときは、分限処分申立書によりその旨を本部長に申し立てなければならない。

- 2 首席監察官又は警務部監察課長(以下「監察課長」という。)は、職員が法第28条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認めるときは、警務課長に対し通報するものとする。

(申立てに必要な資料)

第5条 前2条の申立て(第3項に規定する場合を除く。)は、身上調査書(様式第2号)及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める資料を添えて行わなければならない。

- (1) 分限手続に付する必要があると認める職員(以下「被申立者」という。)が法第28条第1項第1号又は第3号に該当すると認められる場合 被申立者の勤務成績又は職の適格性を判断することができる資料、事実調査書その他その事実を証明し、又は認定するに足る資料
- (2) 被申立者が法第28条第1項第2号又は第2項第1号に該当すると認められる場合 本部長の指定する医師2名の診断書
- (3) 被申立者が法第28条第2項第2号に該当すると認められる場合 事実調査書その他その事実を証明し、又は認定するに足る資料

- 2 前項に定めるもののほか、前2条の申立ては、被申立者及び関係者から事情を聴取して作成した書面(以下「事情聴取書」という。)並びに被申立者が作成したてん末書を添えて行わなければならない。ただし、被申立者若しくは関係者がこれらの作成若しくは提出を拒んだとき又は被申立者の所在不明等やむをえない事由により作成が困難なときは、この限りでない。

- 3 被申立者が職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号)第14条の病気休暇に引き続き法第28条第2項第1号に該当すると認められる場合及び当該事由により休職を命ぜられている者について、その期間を更新しようとする場合の休職(以下「病気等休職」

という。)の前2条に規定する申立てについては、病気休養願(様式第3号)、病気休暇又は休職の経過を記載した書面及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める診断書を添えて行うものとする。

(1) 被申立者が病気休暇に引き続き法第28条第2項第1号に該当すると認められる場合 本部長の指定する医師2名の診断書

(2) 被申立者が法第28条第2項第1号により休職を命ぜられた者であって、その期間を延長する場合 本部長の指定する医師1名の診断書

4 前2条に規定する申立てを行おうとする者は、他の所属長に対し、前2条に関する資料を収集し、又は作成するため必要な調査を依頼することができる。

(分限審査委員会の設置)

第6条 分限処分に関する審査をするため、本部に分限審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、委員長及び委員によりこれを構成する。

2 委員長は、本部長がこれにあたる。

3 委員長は、委員会の会務を総理する。

4 委員は、各部長、首席監察官、校長、警務課長及び監察課長をもって充てる。

5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 委員長は、必要があると認めるときは、第4項に規定する者以外の者を委員に指名することができる。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、警務部警務課において処理する。

(審査の付託)

第9条 本部長は、第3条又は第4条の申立てを受けた場合において、分限処分をする必要があると認めるときは、分限処分審査付託書(様式第4号)により委員会の審査に付すものとする。ただし、病気等休職又は法第28条第2項第2号に定める休職(以下「起訴休職」という。)を行う必要があると認めるときは、直ちに分限処分の決定をすることができるものとする。

(勤務等に関する指示)

第10条 本部長は、前条の付託をした場合において、必要があると認めるときは、被申立者の所属長に対し、被申立者の勤務に関して所要の措置を指示し、又は、被申立者が保管する使用期間の満了しない支給品若しくは貸与品を回収し、保管するよう命ずることができる。

(審査の通知)

第11条 委員長は、第9条により審査の付託を受けたときは、速やかに、その旨を分限処分審査通知書(様式第5号)により、被申立者に通知しなければならない。ただし、被申立者の所在を知ることができないときは、この限りでない。

(審査の方法)

第12条 委員長は、審査の付託を受けたときは、速やかに委員会を招集し、その審査を行うものとする。

2 委員会の審査は、書面によるものとする。ただし、被申立者が口頭審査を要求した場合又は委員会が必要と認めた場合は、被申立者その他関係者の出席を求めて、口頭審査によることができる。

3 委員会の議決は、出席した委員長及び委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会の審査は、これを公開しないものとする。

5 委員会の審査の状況は、分限審査委員会議事録(様式第6号)に記録しなければならない。

(口頭審査)

第13条 被申立者は、第11条第1項の通知を受けたときは、第12条第2項ただし書きに規定する口頭審査を要求するかどうかを口頭審査回答書(様式第7号)により、直ちに委員長に回答しなければならない。

- 2 被申立者が、分限処分審査通知書の受取りを拒み、又は分限処分審査通知書を受け取った日から3日以内に前項に定める手続をしないときは、口頭審査を要求しないものとみなす。
- 3 委員長は、口頭審査の要求を受けたとき又は口頭審査が必要であると認めるときは、審査の日時及び場所を、その期日の7日前までに、口頭審査通知書（様式第8号）により被申立者に通知しなければならない。
- 4 口頭審査は、被申立者が出席した上で行うものとする。ただし、被申立者が正当な理由なくその期日に出席しないときは、審査を口頭審査によらないことができる。

（証人等の審査）

第14条 被申立者は、口頭審査の期日の3日前までに、証人等要求書（様式第9号）により、被申立者側の証人に対する審査を要求し、又は必要と認める証拠を提出することができる。

- 2 委員長は、前項の要求を受けた場合は、被申立者側の証人を口頭審査に呼び出さなければならない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、所属長その他の関係者を委員会の口頭審査に出席させ、説明を求めることができる。

（除斥及び回避）

第15条 委員長及び委員は、自己又はその親族に関する事案の審査に関与することができない。

- 2 委員長及び委員は、審査に付される事案について、自ら審査に当たることが適当でないとき認めるときは、委員長に対して、その理由をあげて回避の申出をすることができる。

（委員会の報告）

第16条 委員会は、審査が終了したときは、直ちにその結果を分限処分審査結果報告書（様式第10号）により本部長に報告しなければならない。

（分限処分）

第17条 分限処分は、本部長が辞令書及び処分説明書を交付して行うものとする。この場合において、辞令書及び処分説明書の交付は、必要により所属長に行わせることができる。

- 2 前項の交付に当たり、これを受けるべき者の所在を知ることができないときは、その内容を、岩手県報に登載するものとする。

（復職）

第18条 所属長は、休職された職員から規則第5条の規定による復職の申出があったとき又は休職された職員が当該処分の事由が消滅したと認められるときは、速やかに警務課長を経て本部長に当該職員の復職の申立てを行わなければならない。

- 2 前項の申立ては、復職申立書（様式第11号）に、その事実を認定するに足る資料を添えて行うものとする。この場合において、休職の事由が心身の故障によるときは、当該職員に係る本部長が指定する医師2名の診断書を添えて行うものとする。
- 3 本部長は、前項の申立てを受けた場合において、当該職員の休職の事由が消滅したと認めるときは、速やかに復職を命じなければならない。
- 4 前項の復職は、当該職員に対し、辞令書を交付して行うものとする。

（分限処分簿）

第19条 警務課長は、分限処分簿（様式第12号）を備え、分限処分があった都度、これを記録するものとする。

附 則

この訓令は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成16年7月9日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

岩手県警察本部長 殿		第 年 月 日 所属長 印
分 限 処 分 申 立 書 次の者は、分限手続に付する必要があると認められるので、岩手県警察分限の取扱いに関する訓令第3条の規定に基づき申し立てる。		
被申立者	官 職 氏 名	年 月 日 生 歳
地方公務員 法該当条項	第28条 第1項 第1号 第2号 第28条 第2項 第1号 第2号	第3号
申請の理由		
添付資料		

備考 該当する事項の にレ印を付すること。

様式第2号（第5条関係）

身 上 調 査 書				
被 申 立 者	官 職	氏 名	年 月 日 生 歳	
	採 用	年 月 日	現階級昇任	年 月 日
	現所属配置	年 月 日	給 料	級 号 給
過 去 の 分 限 及 び 懲 戒 処 分 の 履 歴	処 分 日	処 分 の 種 別 及 び 程 度	主 な 処 分 理 由	
	. .			
	. .			
	. .			
勤 務 成 績				
平 素 の 行 状				
部 内 又 は 社 会 の 反 響				
そ の 他 処 分 を 加 重 又 は 軽 減 す べ き 事 由				
処 分 に 関 す る 意 見				
年 月 日 所 属 長 印				

備考 第5条第3項に規定する病気等休職の申立てについては、「勤務成績」の欄から「その他処分を加重又は軽減すべき事由」までの欄は、記載しないものとする。

様式第3号(第5条関係)

		年	月	日
岩手県警察本部長 殿				
		所属 官職 氏名	印	
病 気 休 養 願				
療養のため、次のとおり休養をさせていただきますよう、診断書を添えてお願いしま				
す。				
1	傷病名			
2	療養の期間			
3	療養期間	年	月	日から
				日間
		年	月	日まで

様式第4号(第9条関係)

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>分限審査委員会委員長 殿</p> <p style="text-align: right;">岩手県警察本部長 印</p> <p style="text-align: center;">分限処分審査付託書</p> <p>岩手県警察分限の取扱いに関する訓令第9条の規定に基づき、次の者の審査を付託する。</p>					
被申立者	官職	氏名		年 月 日	生 歳
	採用	年 月 日	現階級昇任	年 月 日	
	現所属配置	年 月 日	給料	級 号	給
地方公務員法該当条項	第28条	第1項 第2項	第1号 第1号	第2号 第2号	第3号
事実の概要					
添付資料					

備考 該当する事項の にレ印を付すること。

様式第5号(第11条関係)

年 月 日	
所属 官職 氏名	殿
	分限審査委員会委員長 氏名 ㊟
分限処分審査通知書	
あなたの次の事実について、当委員会に審査が付託されたので、岩手県警察分限の取扱いに関する訓令第11条の規定に基づき通知する。	
なお、この通知書を受け取ったときは、口頭審査を要求するかどうかについて、所属長を通じて、直ちに口頭審査回答書により回答されたい。	
事実の概要	

- 備考1 この通知書の受取りを拒んだとき又はこの通知書を受け取った日から3日以内に回答書により口頭審査の要求をしないときは、岩手県警察分限の取扱いに関する訓令第13条第2項の規定に基づき、口頭審査の要求をしないものとみなす。
- 2 口頭審査の要求をしたとき又は当委員会において口頭審査が必要と認めるときは、審査の日時及び場所を、その期日の7日前までに、口頭審査通知書により通知する。
- 3 口頭審査を要求したときは、審査の期日の3日前までに、当委員会委員長に対し、証人に対する審査を要求し、又は証拠を提出することができる。

様式第 6 号 (第 12 条関係)

分限審査委員会議事録	
審査日時	
審査場所	
出席委員	
被申立者	所属、官職、氏名、生年月日、年齢
付議事項	
審 査 内 容	

様式第7号(第13条関係)

分限審査委員会委員長 殿	年 月 日
	所属 官職 氏名
	⑩

口 頭 審 査 回 答 書

下記のことについて回答します。

記

- 1 私は、分限処分審査通知書を受け取りました。
- 2 私は、口頭審査を
要求します。
要求しません。

備考 該当する事項の にレ印を付すること。

様式第 8 号 (第13条関係)

年 月 日	
所属 官職 氏名	殿
分限審査委員会委員長 氏名 ⑩	
口 頭 審 査 通 知 書	
年 月 日付けの分限処分審査通知書によりあなたに通知した事実 について、次のとおり当委員会の口頭審査を行うこととしたので、出席されたい。 なお、あなたが正当な理由なく出席しないときは、欠席のまま審査を行うことが ある。 また、証人に対する審査を要求し、又は証拠を提出しようとするときは、 年 月 日までに、証人等要求書により所属長を通じ、委員長に申出をしなければ ならない。	
審査の日時	
審査の場所	

備考 口頭審査を要求したときは、審査の期日の3日前までに、当委員会委員長に
対し、証人に対する審査を要求し、又は証拠を提出することができる。

様式第9号（第14条関係）

分限審査委員会委員長 殿	年 月 日
	所属 官職 氏名
	印
証 人 等 要 求 書	
私の分限審査について、 次の証人を呼び出されたい。 証人の住所、氏名等	
次の証拠を審査されたい。 証拠	

備考 該当する事項の にレ印を付し、内容を記載すること。

様式第10号（第16条関係）

年 月 日	
岩手県警察本部長 殿	
分限審査委員会委員長 氏名 ㊟	
分限処分審査結果報告書 年 月 日付け分限処分審査付託書により付託を受けた に対する事実を審査した結果、次のとおり議決したので報告する。	
処分の要否	
処分の種別	
処分の程度	
その他必要 と認める事 項	
審査を行っ た委員長及 び委員	委員長 氏名 委員 氏名 委員 氏名

様式第11号（第18条関係）

岩手県警察本部長 殿		第 年 月 日 所属長 印
復 職 申 立 書 次の者は、休職された者であるが、休職の事由が消滅したと認められるので、岩手県警察分限の取扱いに関する訓令第18条第1項の規定に基づき申し立てる。		
被 申 立 者	官 職 氏 名	年 月 日 生 歳
休職の内容	1 休職の事由 2 休職発令年月日 3 休職更新状況	
申立の理由		
添付資料		

